

阿南工業高等専門学校後援会会則

(名 称)

第1条 この会は、阿南工業高等専門学校後援会と称し、その事務局を阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）内に置く。

第2条 この会は、本校教育事業を助成するほか会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育事業運営に必要な援助
- (2) 学生の課外活動の援助
- (3) 教員の教育並びに研究活動の助成
- (4) 学生の就職あっせん事業の助成
- (5) 学生の福利厚生への援助
- (6) 学生寮の運営に関する助成
- (7) その他この会の目的達成に必要な事業

(部 会)

第3条の2 前条第6号に規定する事業をおこなうため明正寮保護者部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会に関する事項は別に定める。

(組 織)

第4条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校学生の保護者
- (2) 賛助会員 この会の趣旨に賛同する者

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務運営の企画をたて、重要案件を処理する。

4 監事は、会務の監査にあたる。監事は他の役員を兼ねることができない。

第7条 会長・副会長・監事は、総会の議決により、正会員のうちから選任する。

2 理事は、正会員のうちから会長がこれを委嘱する。

第7条の2 会長は、第5条第1号から第3号の役員のうちから、役員会の議を経て部会役員を選出するものとする。

第8条 各役員任期は、1年とし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 この会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

3 顧問は、本校校長及びこの会に功労ある者を、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 この事務を処理するため、事務職員を置くことができる。

(会議)

第11条 総会は、毎年1回これを開く。ただし、会長が必要必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

3 総会は、次の事項を審議決定する。ただし、部会に関する事項は、部会の審議を経るものとする。

(1) 事業計画並びに予算、決算

(2) 役員を選任

(3) 会則の改廃

(4) その他重要事項

4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第12条 役員会は、会長が必要と認めるときこれを開く。

2 役員会は、総会に提出する議案及びこの会の運営に関する具体案を審議決定する。

3 緊急の際は、役員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合は総会の事後承認を得なければならない。

4 役員会の招集及び議決については、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

(書面による決議)

第12条の2 やむを得ない理由のため、総会及び役員会が開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面等により決議を求めることができる。

(会計)

第13条 この会の運営に要する経費は、正会員の入会金、会費及び体育大会援助費並びに寄附金をもってこれにあてる。

第14条 入会金は、10,000円とし、入学の際に納付するものとする。

2 会費は、年額12,000円とし、毎年半年分を授業料納付期間に納付するものとする。ただし、やむを得ず分納する場合の期限は、その月の15日までとする。

3 体育大会援助費は、年度ごとに決定する納付額(毎年度、所要額を推算して決定する。)を毎年4月中に納付するものとする。

第15条 前条第3項に規定する体育大会援助費は、全国及び地区高専体育大会等の所要経費のみに使用するものとする。

第16条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(奨学制度)

第17条 学生の福利厚生への援助を行うため、この会に奨学制度を設ける。

2 奨学制度の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、昭和48年4月10日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

- 2 阿南工業高等専門学校保護者会会則は、昭和48年3月31日廃止する。
- 3 この会の役員は、昭和48年度総会終了まで、阿南工業高等専門学校保護者会役員をもってあてるものとする。

附 則

この会則は、昭和49年4月10日から施行する。

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

この会則は、昭和55年11月1日から施行する。

この会則は、昭和59年4月1日から施行する。

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

この会則は、昭和62年4月1日から施行する。

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

阿南工業高等専門学校後援会細則

- 第1条 阿南工業高等専門学校後援会の円滑な運営を図るため、この細則を定める。
- 第2条 阿南工業高等専門学校後援会会則（以下「会則」という。）第3条による学生の課外活動のうち、文化局に対する助成は、特に考慮を払うものとする。
- 第3条 会則第3条による事業のうち、会員相互の親睦を目的とする研修旅行は、毎年1回特定の場所及び日程を会長が定めて実施し、その経費の全部又は一部を負担する。また、研修旅行の実施については、別に内規を定める。
- 第4条 会則第7条第2項の理事は、原則として各クラス（専攻科を含む。）から1名とする。
- 第5条 会則第9条第3項中、功労ある者を顧問に委嘱する場合は、役員会の推薦により総会の承認を得て、会長が委嘱する。また任期は1年とし、その再任は5年を超えないものとする。
- 第6条 会則第11条の毎年1回の総会は、入学式当日に開く。
- 第7条 会則第14条の入会金の納付については、在学中の学生の弟妹は、これを免除する。
- 第8条 会則第14条第2項に定める会費以外に、特定の学年全体にかかる等、正会員において負担すべき諸費用がある場合は、納付期限に併せて納付するものとする。
- 第9条 会則第14条第3項の体育大会援助費の納付については、専攻科の学生は、これを免除する。
- 第10条 会則第14条第3項及び第15条による所要経費に不足を生じた時は、役員会の議を経て臨時に納付するものとする。
- 第11条 会員の慶弔に関する祝儀又は弔慰金等の支出については、別に内規を定める。
- 第12条 本細則の改正については、役員会において定める。

附 則

- この細則は、昭和50年4月1日から施行する。
- この細則は、昭和52年4月1日から施行する。
- この細則は、昭和55年4月1日から施行する。
- この細則は、平成9年4月10日から施行する。
- この細則は、平成15年4月1日から施行する。
- この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- この細則は、平成28年3月15日から施行する。
- この細則は、令和5年2月22日から施行する。

阿南工業高等専門学校明正寮保護者部会会則

阿南工業高等専門学校後援会（以下「後援会」という。）会則第3条の2の第2項に定める事項について次のとおり定める。

（名称等）

第1条 この会は、阿南工業高等専門学校明正寮保護者部会（以下「部会」という。）と称し、事務所を阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）内に置く。

（目的）

第2条 部会は、阿南工業高等専門学校明正寮（以下「明正寮」という。）の寮生が豊かな寮生活を送るための生活環境等の維持保全、厚生補導等の管理運営に必要な協力並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 明正寮の運営に必要な助成
- (2) 会員相互の親睦
- (3) その他、目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 部会は、明正寮に入寮した寮生の保護者（以下「会員」という。）及び後援会会則第7条の2により後援会役員（監事を除く。）のうちから選出された者（以下「後援会選出者」という。）をもって組織する。

（役員）

第5条 部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、部会の運営に関わる事項を審議する。
- (4) 監事は、部会の事業及び会計を監査する。

（役員を選出）

第7条 部会長は、会員の互選により選出するものとする。

- 2 前項により選出された部会長は、後援会長の承認を得るものとする。
- 3 副部会長及び理事は、部会長が指名する。
- 4 部会役員（監事を除く。）のうち1名以上は、後援会選出者とする。
- 5 監事は、会員の中から選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし、再選を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、年度途中で会員資格を喪失したとしても、当該年度内は役員を務めることができるものとする。

(顧問)

第9条 部会に顧問若干名を置く。

2 顧問は、部会長の諮問に応ずる。

3 顧問は、本校寮務主事及びこの部会に功労ある者を、部会の承認を得て部会長が委嘱する。

(部会)

第10条 定期部会は、毎年1回開催する。ただし、部会長が必要と認めたときは、臨時部会を開催することができる。

2 部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。

3 部会は、会務報告、会則の改廃、決算報告、予算審議、役員選出、その他の重要事項を審議決定する。

(役員会)

第11条 役員会は、部会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会は、第5条の役員によって構成し、部会に提出する議案及び部会の運営に係る具体案を審議・決定し、実施する。

(議決等)

第12条 部会及び役員会の議決は、出席者の過半数で成立し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会計)

第13条 本部会の経費は、寮生交流事業費、生活環境補助事業費、冷暖房費、寄付金及びその他の収入金をもって充てる。

(会計年度)

第14条 部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 この会則に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な細目は、部会長が定めることができる。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年4月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この会則は、平成28年4月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

阿南工業高等専門学校後援会修学援助金運営規則

(趣 旨)

第1条 阿南工業高等専門学校後援会会則第17条に定める奨学制度の運営については、この規則の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この修学援助金（以下「援助金」という。）は、阿南工業高等専門学校に在籍する学生で、修学的意思を有しながら、経済的理由により修学継続に特に困難を来たす学生の救済に資することを目的とする。

(基 金)

第3条 この援助金は、阿南工業高等専門学校後援会の積立金をもって運用する。

(運営委員会)

第4条 この援助金運営に関し、必要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、阿南工業高等専門学校後援会の会長、副会長及び監事をもって組織する。
- 3 運営委員会に委員長を置き、後援会の会長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(受給生)

第5条 援助金の給付を受けることのできる学生（以下「受給生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 阿南工業高等専門学校に在籍（休学中の者を除く）する者
- (2) 修学的意思が強固であり、学業成績がおおむね良好な者
- (3) 次のいずれかに該当し、修学継続に支障を来たすおそれがある者
 - ア 偶発的な家庭環境の変化により、学資支弁が著しく困難な状態に至った者
 - イ 家計が著しく困窮し、学資支弁が特に困難であると認められる者

(受給生の決定)

第6条 受給生は、阿南工業高等専門学校長から推薦された者について、運営委員会の議を経て決定する。

- 2 各年度における受給生の人員及び支給額は、基金の運用状況等により決定する。

(援助金の給付)

第7条 援助金の給付は、阿南工業高等専門学校後援会事務局において、本人に給付する。

- 2 給付を受けた援助金は、返還を要しない。

(援助金の給付停止)

第8条 受給生が次の各号のいずれかに該当する場合は、阿南工業高等専門学校長からの届け出により、援助金の給付を停止する。

- (1) 休学または退学したとき。
 - (2) 成業の見込みがなくなったとき。
 - (3) その他受給生としての資格を失ったと認められるとき。
- 2 援助金の運営がいちじるしく困難になったときは、運営委員会の議を経て、援助金の

給付を停止する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

この規則は、平成11年4月8日から施行する。

この規則は、平成28年4月5日から施行する。

阿南工業高等専門学校後援会慶弔内規

第1条 会員に対して、慶弔又は弔意を表す必要があるときは、この内規によるものとする。

第2条 慶弔については、つぎに定めるところにより、祝儀又は弔慰金等を贈呈する。

1 慶 事

(1) 会員の叙位叙勲の場合 10,000円

2 弔 事

(1) 会員の死亡 10,000円

(2) 会員の配偶者の死亡 10,000円

(3) 在学生の死亡 10,000円

(4) 上記によりがたい場合、会長がこれを定める。

(5) 上記の場合、別に花環を供える。

3 転退職記念品代（理事・監事を含む）

(1) 会 長 10,000円相当

(2) 副 会 長 5,000円相当

(3) 理事・監事 5,000円相当

4 災害等による特別見舞金

災害等特別の事情による場合は、会長がこれを定める。

第3条 この内規改正は、役員会で定める。

附則

この内規は、昭和49年3月16日から実施する。

この内規は、平成9年4月10日から実施する。

この内規は、平成16年8月26日から実施する。